

摂食嚥下障害対応多職種共同研修事業実施要領

1 目的

地域において、障害児・者や要介護高齢者の摂食嚥下障害への対応を推進する多職種の連携を基にした取組みを通じ、地域における摂食嚥下障害の対応等に関する関係者の知識の向上と共通理解を深め、摂食嚥下障害の課題に対する具体的方策を講じるとともに、関係者間のネットワークの構築を進め、摂食嚥下障害のある者の生活の質の向上を図る。

2 実施主体

総合振興局（振興局）環境生活部保健福祉室及び地域保健室
（以下「保健所」という）

3 参加者

摂食嚥下障がい者に係わる職種

（歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師、言語聴覚士、作業療法士、栄養士、ケアマネージャー、介護事業所の職員、特別支援学校・学級の職員等）

4 事業内容

- （１）摂食嚥下障害への対応に関する各々の専門分野における最新情報の交換
- （２）摂食嚥下障害のある方への支援に関する事例研究
- （３）摂食嚥下障害についての先駆的な取組みに関する情報の共有
- （４）その他摂食嚥下障害に関する事項の取組

5 実施方法等

- （１）管内の他職種と連携し行うものとする。
- （２）歯科職種を含む複数の職種を対象としたものとする。
- （３）講義形式だけでなく、意見交換や参加者各自からの発表等参加型の学習方法を取り入れるものとする。

6 報告

各保健所は実施計画書（別紙 1-1, 1-2）を作成し、健康安全局に平成 22 年 9 月 21 日（月）までに提出すること。

また、事業終了後 1 か月以内もしくは、平成 23 年 4 月 6 日（火）のいずれか早い日までに実績報告書（別紙 2-1, 2-2）に実施内容を記載し、健康安全局に提出すること。

7 留意事項

- （１）研修を実施することにより、地域の摂食嚥下障害のある方に関わる多職種の連携が図られるよう前後に情報収集やフォローアップを行うよう努める。
- （２）当該事業がなくなった場合でも各地域で自主継続できるよう努める。
- （３）国庫補助金（8020 運動推進特別事業）を資源としているため、適正な執行に努める。

摂食嚥下対応多職種共同研修事業（摂食嚥下に関する自主勉強会）

1 ねらい

南空知圏域において、要介護高齢者の摂食嚥下障害への対応を推進する多職種の連携を基にした取り組みを通じて、摂食嚥下障害のある者の生活の質の向上を図る。

- ① 摂食嚥下障害の対応等に関する関係者の知識の向上と共通理解を深める。
- ② 摂食嚥下障害の課題に対する具体的方策を講じる。
- ③ 関係者間のネットワークの構築を図る。

2 内 容

- ① 摂食嚥下障害への対応に関する各々の専門分野における最新情報の交換
- ② 摂食嚥下障害のある方への支援に関する事例研究
- ③ 摂食嚥下障害に係る先駆的な取り組みに関する情報の共有 等

3 実施方法

- ① 回 数 年3回程度（予定）
- ② 時 期 平日の夜、若しくは土日
- ③ 時 間 1時間半程度

4 参加予定（所属、所在地及び職種）

- ・ 三嶋歯科医院 栗沢院〔岩見沢市〕 歯科衛生士
- ・ 介護ケアプランナーほろむい〔岩見沢市〕 介護支援専門員（栄養士）
- ・ 有限会社ファイン〔岩見沢市〕 訪問介護員
- ・ 株 五樹在宅介護サービスセンターよりそい〔美唄市〕 訪問介護員（センター長）
- ・ 医療法人やわらぎ 介護老人保健施設 ゆう〔南幌町〕 介護福祉士（パワーリハ上級指導員）
- ・ 医療法人やわらぎ 介護老人保健施設 ゆう〔南幌町〕 看護師
- ・ 医療法人やわらぎ 介護老人保健施設 ゆう〔南幌町〕 言語聴覚士
- ・ 国民健康保険町立南幌病院〔南幌町〕 理学療法士
- ・ 栗山赤十字病院〔栗山町〕 管理栄養士（NST 専門療法士）
- ・ 指定相談支援事業所 雪の聖母園〔月形町〕 相談員（施設長）

計10名